

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(生駒市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 生駒市水道局事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(内部組織)

第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。

総務課 企画総務係 経理係 営業係

工務課 給水係 工務係 管理係

浄水場 浄水場係

第3条庶務係の項を次のように改め、同条企画係の項を削る。

企画総務係

- (1) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) 事業計画の認可に関すること。
- (3) 原因者負担工事(都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発行為に限る。)に係る事前協議並びに負担金等の徴収及び精算に関すること。
- (4) 水道料金の改定及び水道料金審議会に関すること。
- (5) 組織改革及び事務改善に関すること。
- (6) 分水、受水(用水供給事業者からの受水を除く。)及び相互応援の契

約に関すること。

- (7) 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- (8) 職員の任免、賞罰、給与その他人事労務に関すること。
- (9) 労働組合に関すること。
- (10) 文書の收受、発送及び保存の統括に関すること。
- (11) 公印の管理に関すること。
- (12) 土地及び建物の取得、管理及び借入れに関すること（工事に係る取得及び借入れを除く。）。
- (13) 境界明示及び登記に関すること。
- (14) 入札に関すること。
- (15) 庁舎及び公用車の管理に関すること。
- (16) 広報及び広聴（市民意識調査を含む。）に関すること。
- (17) 安全衛生委員会に関すること。
- (18) 行政文書の開示の請求の受付等に関すること。
- (19) 個人情報の開示等の請求の受付等に関すること。
- (20) 防災訓練等に関すること。
- (21) 局及び課の庶務に関すること。

第3条経理系の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 資金計画及び資金運用に関すること。

第3条経理系の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

（生駒市水道局決裁規程の一部改正）

第2条 生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「庶務係長」を「企画総務係長」に改める。

(生駒市水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第3条 生駒市水道局安全衛生委員会規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。